

より支弁区分を決定する。

- ・ I 区分（収入額が需要費の 1.5 倍未満） … 2 分の 1
- ・ II 区分（収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満） … 2 分の 1
- ・ III 区分（収入額が需要額の 2.5 倍以上） … 支給なし

(イ) 費用の負担

市町村が校長を通して保護者等に支給する。（市町村が直接支給しても良い）

市町村の支給額の 2 分の 1 を国が補助する。

2 学校給食に伴う事務

(1) 学校給食の開設・変更・中止・廃止に伴う届出

設置者は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食を開設し、又は廃止しようとするときは、学校給食施行令（昭和 29 年政令第 212 号）第 1 条の定めるところにより、県教育委員会に届け出なければならない。

本県では学校給食法施行規則（昭和 29 年省令第 24 号）に規定する届出書の様式については、学校給食の開設等の届出に関する規則（昭和 42 年教育委員会規則第 11 号）により下表のように定めている。

様式	掲載ページ	提出期限	経由機関
開設届（様式第 1）	143 ページ	開設しようとする日の 15 日前	市町村立学校 （名古屋市除く） …所管する教育事務所 私立学校 … 知事
変更届（様式第 2）	145 ページ	変更しようとする日の 10 日前	
廃止届（様式第 3）	147 ページ	廃止しようとする日の 20 日前	
一時中止届（様式第 4）	148 ページ	一時中止しようとする日の 20 日前	

※ 一時中止が感染症、災害等不測の原因によるものであるときは、一時中止した後速やかに届け出なければならない。

なお、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設については、健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）に定める特定給食施設の届出が必要となる。

(2) 学校給食用諸帳簿の取扱い

昭和 31 年 6 月 5 日付け文管学第 219 号文部省管理局長通知「学校給食の実施について」において、学校給食を実施する学校では、その適正を期するため、学校給食の実施に関し常備すべき必要な諸帳簿、表等を備えつけておくこととされている。

（例：給食費徴収簿、物品受払簿、金銭出納簿等の帳簿類、その他献立表綴、給食日誌、提出報告書等の控、綴等の整備）

これを受け、平成 25 年 2 月 28 日付け 24 教健第 921 号教育長通知「学校給食用諸帳簿の取扱いについて」において、次の参考様式を示している。

帳簿名	様式	掲載ページ
給食日誌	様式第 1 号	149 ページ
学校給食実施簿	様式第 2 号	
検収表	様式第 3 号	150 ページ
検食簿	様式第 4 号	

様式第1（第2条関係）

(表)

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名

印

学 校 給 食 開 設 届

学校給食を開設したいので、学校給食法施行令第1条に基づきお届けします。

1 学校名等									
(1) 学校名		(2) 公立 私	(3) 所在地		(4) 校長氏名				
2 学校給食の実施人員、区分及び毎週の実施回数									
(5) 学級数		(6) 在籍人員	児童・生徒 教職員	人 人	(7) 給食の区分	完 全 補 食 ミ ル ク	(8) 毎 週 の 実 施 回 数	回	(9) 備考
3 学校給食の運営のための職員組織									
区 分	(10) 給 食 主 任	(11) 栄 養 士	(12) 調 理 員	(13) そ の 他	(14) 備 考				
身 分									
氏 名 又 は 人 員				人	人				
4 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法									
経 費 区 分 (月 額)	(15) 負 担 区 分				(16) 維 持 の 方 法				
	設置者	保護者	その他	計					
給 食 費	円	円	円	円					
光 熱 水 費									
人 件 費									
そ の 他									
計									
(17) 5 学校給食の開設の時期 年 月 日									

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 共同調理場の場合は、学校及び共同調理場ごとに別紙とすること。

(裏)

記 入 上 の 注 意

- 1 (2) ^公立及び(7)給食の区分の各欄は、それぞれ該当の文字を○で囲むこと。
- 2 補食給食又はミルク給食の場合は、(9)備考欄に完全給食への移行見込み又は移行困難の理由を記入すること。
- 3 (10)給食主任欄から(12)調理員欄までの身分は、教諭、栄養士等職名を記入し、非常勤職員を置く場合は(13)その他欄に身分及び人員を、調理業務等を外部委託する場合は(14)備考欄に委託業者名をそれぞれ記入すること。
- 4 (15)負担区分欄に記載されたもののほか、特に運営をするための維持の方法がある場合は、(16)維持の方法欄に具体的に記入すること。
- 5 学校給食を再開する場合は、(17)学校給食の開設の時期欄に再開の時期を記入し、併せてその旨付記すること。
- 6 共同調理場の場合は、(1)学校名欄に共同調理場名を、(4)校長氏名欄に所長氏名を、(9)備考欄に対象学校名をそれぞれ記入すること。
- 7 共同調理場の対象学校については、(9)備考欄に共同調理場名を記入し、(11)栄養士欄から(13)その他欄までの各欄は記入を要しないこと。

様式第2（第3条関係）

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名 印

学 校 給 食 変 更 届

年 月 日付で届出をした学校給食開設届の内容を別紙のとおり変更したいので、学校給食法施行規則第1条第5項に基づきお届けします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

変更の事由及び時期

区 分	内 容
学校名又は 共同調理場名	
所在地	
変更の事項	
変更の事由	
変更の時期	年 月 日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 補食給食又はミルク給食から完全給食に移行する場合は、移行に伴い変更する事項を学校給食開設届（様式第1）の該当欄に記入した書面を添付すること。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名

印

学 校 給 食 廃 止 届

学校給食を次のとおり廃止したいので、学校給食法施行令第1条に基づきお届けします。

区 分	内 容
学校名又は共同調理場名	
所 在 地	
廃 止 の 時 期	年 月 日
廃 止 の 事 由	
廃止の際における給食施設及び設備の処分方法	
廃止の際における学校給食物資の処分方法	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第5条関係）

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

設置者名

印

学 校 給 食 一 時 中 止 届

学校給食を次のとおり一時中止したいので、学校給食の開設等の届出に関する規則第4条に基づきお届けします。

区 分	内 容
学校名又は共同調理場名	
所 在 地	
一時中止の時期	年 月 日
一時中止の事由	
一時中止の際における学校給食物資の処分方法	
再開の時期又は見込み	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

